平成21年経済センサスー基礎調査

7月1日(水)現在で実施します

問い合わせ先／企画財政課　政策企画班(合志庁舎)　☎248-1813

調査対象は

すべての企業　　すべての事業所など

平成21年7月1日に「平成21年経済センサスー基礎調査」を初めて実施します。

この調査は商店や工場、営業所、事務所、学校、旅館、学習塾、病院、寺院などすべての事業所が対象となる大規模な統計調査で、統計法に基づく基幹統計調査として行われます。

調査票が届きましたら、ご記入をお願いします。

どうぞ、ご協力をお願いします。

1　調査の目的

この調査は、事業所および企業の活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として実施します。

2　調査の対象

全国すべての事業所および企業が対象となります。

3　調査の方法

6月から調査員がお伺いして直接調査票を配布・回収する方法を基本としますが、一部については、総務省、都道府県および市町村から郵送等により、調査票を配布・回収する方法で行います。

経済センサス

平成21年経済センサスー基礎調査コールセンター

☎0570−002171

6月1日(月)〜7月28日(火)　午前9時〜午後9時(土・日・祝日を含む)

平成21年5月21日から裁判員制度が始まりました！

もっと知りたい裁判員制度Q＆A

Q　上司に裁判員(候補者)になったことを話してもよいのですか？

A　必要であれば上司等に話してもかまいません。

休暇を取得するために、裁判員(候補者)になったことを上司等に話すことは差し支えありません。また、報告を受けた上司が、更にその上司や使用者に報告することも、必要な範囲内であれば差し支えありません(ただし、公にすることは法律で禁止されています)。むしろ、積極的に上司などに相談して、周囲の理解を得ていただくことが重要です。

裁判員候補者に質問票が届きます！

5月21日から裁判員制度が始まりました

裁判員裁判の対象となる事件が起訴され、裁判の日程がきまった段階で、地方裁判所は、昨年の秋に作成した裁判員候補者名簿の中から、その事件の裁判員候補者をくじで選びます。くじで選ばれた裁判員候補者には、裁判員を選ぶ手続(選任手続)の日に裁判所にお越しいただくためのお知らせを、選任手続の日の6週間前までにお送りします。裁判員候補者にはあわせて質問票をお送りします。

質問票では辞退を申し出ていただくことができます。

広く国民に参加を得てその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の皆さんのご負担が著しく大きなものとならないよう、法律や政令では辞退を申し出ることができる事由を定めています。

質問票では、裁判が行われる日程を前提に、裁判員となることを辞退する申し出の有無およびその事情などをお尋ねします。質問票に記載された内容から、辞退事由に当たることが明らかになれば、裁判所は事前に辞退を認め、選任手続のためにわざわざ裁判所までお越しいただかなくてもよいようにします。ですから、辞退を希望される場合には、その理由となる事情をできるだけ具体的にご記入ください。

事前に辞退が認められた裁判員候補者以外の人は選任手続の日に裁判所にお越しいただき、その中から最終的にくじで6人の裁判員が選ばれます。

裁判員制度に関するお問い合わせは……　熊本地方裁判所　☎325−2121